



難病指定	難病指定	難病指定
郎宮島 大二	小西 栄	郎駒木 孝太
療育センター	青森県立はまなす医療センター	公益財団法人鷹揚郷腎病研究所青森
七二九	八戸市大字久保字大塚一七の七	青森市大字石江一字岡部一〇一の
小児科	泌尿器科	内科
五・七二六	五・七三二	五・七二八

青森県告示第五百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	日清丸紅印 肉牛用配合飼料 和牛仕上用基礎	5.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	DAI 真健仕上-1 (EXM)	5.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	マロ中印 期用配合飼料 M	5.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	IC あべはん前期	5.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無

青森県告示第五百六十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和五年七月六日、同月十三日及び同年八月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名称	所在地	指定期日
訪問看護ステーションわすれな	八戸市根城三丁目一四の二〇シヤルマンC5	令和五・九・一
医療法人むらかみ脳神経クリニック	八戸市長根一丁目一七の二〇	〃
有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	〃

中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マル中印プロイラー肥育後期 用配合飼料 中部仕上マツ シユ	5.8	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マル中印プロイラー肥育前期 用配合飼料 プレミスター P	5.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マル中印プロイラー肥育後期 用配合飼料 中部W後期EX P	5.8	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無

青森県告示第五百六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一二五五 六ヶ所村海水漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五の一 六ヶ所村漁業協同組合	六ヶ所区域 六ヶ所村海水 漁業協同組合 の地区	小型定置漁業及 びさけ・ます定 置漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一五〇の一六 白浜 正男 下北郡東通村大字岩屋字往来一一七 白浜 成人	岩屋区域 岩屋漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量  
汎用コンピュータ関連システム及び認証基盤システム等更新業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課
- 三 青森市新町二丁目四の三〇  
契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年八月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社
- 六 東京都港区芝五丁目七の一  
契約金額  
九千三百七十七万九千二百九十円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。  
 八 契約の相手方を決定した手続  
 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社日晃海事建設
- 二 代表者の氏名 工藤清美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浪館字志田一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一一五六一号
- 五 取消年月日 令和五年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社河村鉄工所
- 二 代表者の氏名 河村正俊
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽四丁目一二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第二一〇七号
- 五 取消年月日 令和五年八月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 田代電気株式会社
- 二 代表者の氏名 田代和博
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字前田二七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一四三五五号
- 五 取消年月日 令和五年八月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社工藤建設
- 二 代表者の氏名 工藤拓司
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎三丁目一三の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第三〇〇七二三号
- 五 取消年月日 令和五年八月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社松原建築
- 二 代表者の氏名 松原茂

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字中町三六の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一七四四〇号
- 五 取消年月日 令和五年八月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年七月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 鏡谷塗装
- 二 氏名 鏡谷晃
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字木筒字上藤代二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三一）第四〇〇一二九号
- 五 取消年月日 令和五年八月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社桑田解体

二 代表者の氏名 桑田茂

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市千苅四七

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一三一二五号

五 取消年月日 令和五年八月九日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年九月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社蒔苗断熱工業所

二 代表者の氏名 蒔苗己範

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字烏森一六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第八六〇二号

五 取消年月日 令和五年八月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出先機関

上北地域県民局告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十三日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
上北郡東北町字外蛭沢後久 保二五の一五二一	六〇・三〇メートル	七・〇メートル	令和 五・九・五

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
------------------------------------	---	-------------------------------